

新しい保険証を郵送します

現在使用中の国民健康保険と後期高齢者医療の保険証の有効期限は、7月31日です。

新しい保険証を7月中に簡易書留郵便で送付しますので、8月1日以降は新しい保険証を使用してください。

配達時に受け取れず、「ご不在連絡票」がポストに入っていた場合は、必ず郵便局に連絡して再配達などを依頼してください。

☎ 健康保険課 保険年金係
☎ 286 - 3113

後期高齢者医療被保険者証について

自己負担割合	世帯用件
3割	同一世帯の後期高齢者医療制度加入者のうち、住民税課税標準額が145万円以上の人がある
2割	同一世帯の後期高齢者医療制度加入者のうち、住民税課税標準額が28万円以上で、「年金収入+その他合計所得」が200万円以上(世帯に2人以上の加入者がいる場合は320万円以上)の人がある(自己負担割合が3割の人を除く)
1割	上記に該当しない

「限度額適用認定証」などの更新

現在使用中の「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日です。

国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度の加入者では、手続きが異なりますので注意してください。

国民健康保険加入者

現在、認定証の交付を受け、8月以降も引き続き交付を希望する場合は、8月1日(木)以降に手続きをしてください。

注意事項

- ・手続きした月の初日から有効な認定証を交付します。
- ・保険税の滞納がある場合は更新手続きができません。
- ・70歳以上の場合、所得区分によっては認定証が発行されない場合があります。

手続きに必要なもの

- ・更新が必要な人の新しい国民健康保険証
- ・本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ・委任状(別世帯の人が申請する場合)

後期高齢者医療制度の加入者

限度額適用認定証を持っている人

8月1日以降も引き続き要件に該当する人には、新しい認定証(ピンク色)を保険証と一緒に郵送します。

限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人

8月1日以降も引き続き要件に該当する人には、新しい認定証(薄青色)を保険証と一緒に郵送します。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付対象となるのは、世帯全員の住民税が非課税の人です。

☎ 健康保険課 保険年金係
☎ 286 - 3113

7月は国民年金保険料免除の更新月

現在、令和6年度分(令和6年7月～令和7年6月分)の国民年金保険料の免除申請を受け付けています。また、過年度分も随時受け付けています。

☎ 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113
熊本東年金事務所 ☎ 367 - 8144

必要なもの

- ・退職による特例免除希望の場合、公的機関が発行した離職証明書(離職票や雇用保険受給資格者証など)
- ・来庁者の本人確認書類(運転免許証など)
- ・委任状(別世帯の人が申請する場合)